

---

## 第9編 林野火災対策

---

## ＜林野火災対策＞

### ■基本的考え方

本計画は、市内において火災による広範囲にわたる林野の焼失といった林野火災が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課	全課、消防本部
------	---------

## 第1章 災害予防計画

林野火災の発生を未然に防止するために、防災関係機関、平常時から次に掲げる対策を講じる。

### 第1節 林野火災に強い地域づくり

#### 1. 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、火災の発生しやすい時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

#### 2. 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生または拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

#### 1. 情報の収集・連絡体制の整備

##### 1) 情報の収集・連絡

市は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、消防機関とともに、平常時からのパトロールを実施し、林野火災の出火防止に努める。

更に、緊急時の通報連絡体制を確立し、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど、緊急時の体制整備を図る。

##### 2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、「第2編 風水害対策 第1章第8節 情報通信設備等の整備計画」に準ずるものとする。

### 2. 災害応急体制の整備

#### 1) 職員の体制

市及び消防機関は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させる。

#### 2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要である。そのため、市は、応急活動及び復旧活動に関して、相互応援の協定を締結する等、平常時から関係機関との連携を強化しておく。

#### 3) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

市は、緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努める。

### 3. 救助・救急、医療及び消火活動への備え

#### 1) 救助・救急、医療活動への備え

市及び消防機関は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、実情に応じ、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努める。

また、災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 震災対策 第1章 第3節 3 医療救助活動への備え」に準ずるものとする。

#### 2) 消火活動への備え

市及び消防機関は、平常時より機関相互の連携の強化を図り、消火活動への備えに努める。

また、消火活動に必要な防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努める。

### 4. 緊急輸送活動への備え

災害時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、「第3編 震災対策 第1章 第3節 1 緊急輸送への備え」に準ずる。

### 5. 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え

避難場所、避難路をあらかじめ指定し、住民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練をとおして災害時要援護者に配慮した避難誘導體制の整備に努める。

また、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、予め資機材を整備する。

### 6. 防災関係機関等の防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施する。

### 第3節 防災活動の促進

市は、入山者に対する啓発を実施するとともに、広報誌掲載や立て看板の設置等による広報宣伝に努める。

## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1. 林野火災情報の収集・連絡

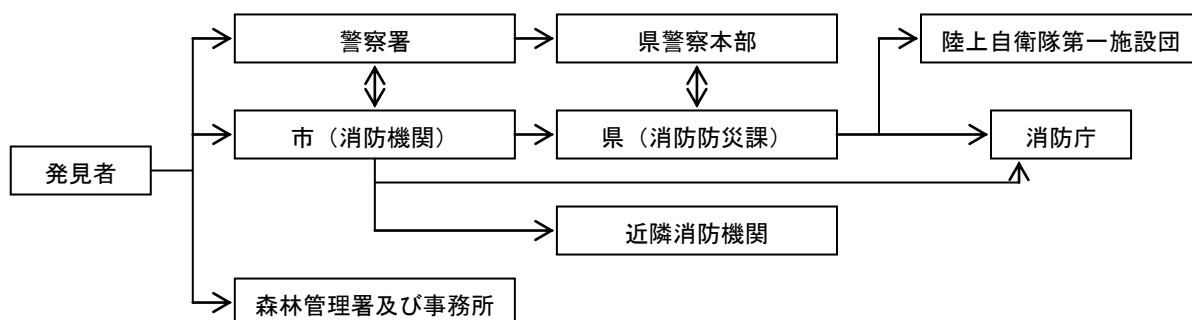
林野火災が発生する恐れのある現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防吏員または森林管理署及び事務所に通報しなければならないものとする。

また、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

市及び防災関係機関は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、原則として可能な限り覚知後 30 分以内に速やかに「火災・災害等即報要領」に基づく報告も行う。

#### 2. 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



[連絡先一覧]

機関名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 (宿直 03-5253-7777)
陸上自衛隊第一施設団	第 3 科 総 括 班	0280-32-4141 内線 236, 237 (同 内線 203)
茨 城 県	消 防 防 災 課	029-301-8800 (同左)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)
	地 域 課	〃 内線 3571

#### 3. 応援対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

## 第2節 活動体制の確立

### 1. 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	林野火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課</li> <li>・政策経営課</li> <li>・社会福祉課</li> <li>・農林水産課</li> <li>(各課の課長補佐、係長1名、他1名を配備)</li> <li>・秘書広聴課</li> <li>・情報広報課</li> <li>・健康長寿課</li> <li>・環境保全課</li> </ul>	災害警戒本部を設置する
非常体制	林野火災により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に挙げる課の全課員</li> <li>・その他の課は、林野災害応急対策が円滑に行える体制</li> </ul>	災害対策本部を設置する

### 2. 災害対策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 林野火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合</li> <li>2) その他市長が必要と認めた場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 林野火災による多数の死傷者の発生のおそれがなくなった場合</li> <li>2) その他市長が必要なしと認めた場合</li> </ol>
災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 林野火災により、多数の死傷者が発生した場合</li> <li>2) その他市長が必要と認めた場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事故災害応急対策を概ね完了した場合</li> <li>2) その他市長が必要なしと認めた場合</li> </ol>

### 3. 活動体制

市及び防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 4. 広域的な応援体制

大規模な林野火災が発生し、本市のみによる応急対策等が困難な場合は、「第2編 風水害対策第2章第2.6節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速かつ的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

### 5. 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要性を認めた場合、「第2編 風水害対策第2章第2.5節 自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請する。

### 第3節 救助・救急、医療及び消火活動

#### 1. 救護・救急活動

市及び消防機関は「消防広域相互応援協定」等に基づき関係機関と協力し、傷病者等の救出・救助にあたる。更に必要に応じて、県を通じて緊急消防援助隊の派遣を要請する。

#### 2. 医療活動

医療活動については、「第2編 風水害対策 第2章第17節 医療・助産計画」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害対策 第2章第11節 1.1 避難所の開設及び運営」の心のケア対策に準じて実施する。

#### 3. 地上消火活動

市及び消防機関は、林野火災を覚知した場合、火煙の大きさ、範囲などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。

自主防災組織及び住民は、林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

#### 4. 空中消火活動

市は、林野災害の規模を考慮して、県にヘリコプターによる空中消火活動を要請する。

### 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制にあたっては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し、理解を求めるものとする。

### 第5節 避難収容活動

林野災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は、「第3編 震災対策 第2章第5節 1. 避難行動」に準じて、避難収容活動を実施する。

また、避難収容活動にあたっては、災害時要援護者に十分配慮するものとする。

### 第6節 施設及び設備の応急復旧活動

市は、公共・公益施設及び設備の緊急点検を行い、その結果を基に被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

## 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第3編 震災対策 第2章第3節 3 災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

### 1. 情報伝達活動

市は、林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等により行う。

また、視覚障害者に対する広報は、防災行政用無線を基本とするが、難聴地域等の状況に応じて、様々な方法により情報を提供する。

- ・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

### 2. 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

## 第8節 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努める。